

議案第12号

甲賀市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

## 甲賀市個人情報保護条例の一部を改正する条例

甲賀市個人情報保護条例（平成16年甲賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第7号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

### 付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲賀市個人情報保護条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 独立行政法人等 <u>個人情報の保護に関する法律第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。</p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 独立行政法人等 <u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。</p> <p>(8)～(14) (略)</p>

議案第13号

甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

## 甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年甲賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を同号（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第19条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1） 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲賀市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)</u>が1歳6月に達する日(以下「1歳6月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に採用されることが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に<u>引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)</u>が1歳6月に達する日(以下「1歳6月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>特定職に引き続き</u>採用されることが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第25条 (略)

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(委任)

第23条 (略)

議案第14号

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市長 岩永裕貴

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成16年甲賀市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

11 令和4年6月に支給する議員の期末手当の額は、この条例による改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>付 則</p> <p><u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p><u>11 令和4年6月に支給する議員の期末手当の額は、この条例による改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>付 則</p>

議案第15号

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例及び甲賀市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例及び甲賀市教育委員会教育  
長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例(平成16年甲賀市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

43 令和4年6月に支給する市長等の期末手当の額は、この条例による改正後の第4条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(甲賀市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 甲賀市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成16年甲賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

17 令和4年6月に支給する教育長の期末手当の額は、第4条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

<第1条関係>

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の額)</p> <p>第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属する職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>付 則</p> <p><u>（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）</u></p> <p><u>43 令和4年6月に支給する市長等の期末手当の額は、この条例による改正後の第4条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p>	<p>(給与の額)</p> <p>第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属する職員の例（以下「一般職の職員の例」という。）によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>付 則</p>

< 第 2 条関係 >

甲賀市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>付 則 <u>(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> 1 7 <u>令和 4 年 6 月に支給する教育長の期末手当の額は、第 4 条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に 1 6 7 . 5 分の 1 0 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p>	<p>付 則</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

甲賀市職員の給与に関する条例及び甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市職員の給与に関する条例及び甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀市職員の給与に関する条例(平成16年甲賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の120(甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年甲賀市条例第39号)第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員(以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。))にあつては、100分の127.5)」に、「100分の107.5」を「100分の100(保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の107.5)」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120(保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の127.5)」に、「100分の72.5」を「100分の67.5(保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の72.5)」に、「100分の107.5」を「100分の100(保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の107.5)」に、「100分の62.5」を「100分の57.5(保育士等臨時手当支給職員にあつては、100分の62.5)」に改める。

(甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年甲賀市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第21条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに甲賀市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第21

条第4項から第6項まで（甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年甲賀市条例第27号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第27条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成16年甲賀市条例第19号）第4条及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員。以下「再任用職員」という。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第21条第2項に規定する特定管理職員（次号イにおいて「特定管理職員」という。） 107.5分の15

（2）再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第16号参考資料

<第1条関係>

甲賀市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>（甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年甲賀市条例第39号）第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員（以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。）にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の100</u>（保育士等臨時手当支給職員にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100</u></p>

分の120（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の127.5）」とあるのは「100分の67.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の72.5）」と、「100分の100（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の107.5）」とあるのは「100分の57.5（保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の62.5）」とする。

4～6 （略）

分の127.5  
 \_\_\_\_\_）」とあるのは「100分の72.5  
 \_\_\_\_\_）」と、「100分の107.5  
 \_\_\_\_\_）」とあるのは「100分の62.5  
 \_\_\_\_\_）」とする。

4～6 （略）

<第2条関係>

甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年甲賀市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年甲賀市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第21条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに甲賀市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第21条第4項から第6項まで（甲賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年甲賀市条例第27号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第27条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成16年甲賀市条例第19号）第4条及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第

28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員。以下「再任用職員」という。）

以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第21条第2項に規定する特定管理職員（次号イにおいて「特定管理職員」という。） 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第17号

甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年甲賀市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（17） 保育士等臨時手当

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（保育士等臨時手当）

第19条 保育園及び幼稚園に勤務する職員に、その者の勤務日数又は勤務時間に  
応じて1月当たり9,000円の範囲内で市長が別に定める額を保育士等臨時手  
当として支給する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 保育士等臨時手当</u></p> <p><u>(保育士等臨時手当)</u></p> <p><u>第19条 保育園及び幼稚園に勤務する職員に、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて1月当たり9,000円の範囲内で市長が別に定める額を保育士等臨時手当として支給する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第20条 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 (略)</p>